

日本印刷個人情報保護体制認定制度（JPPS）



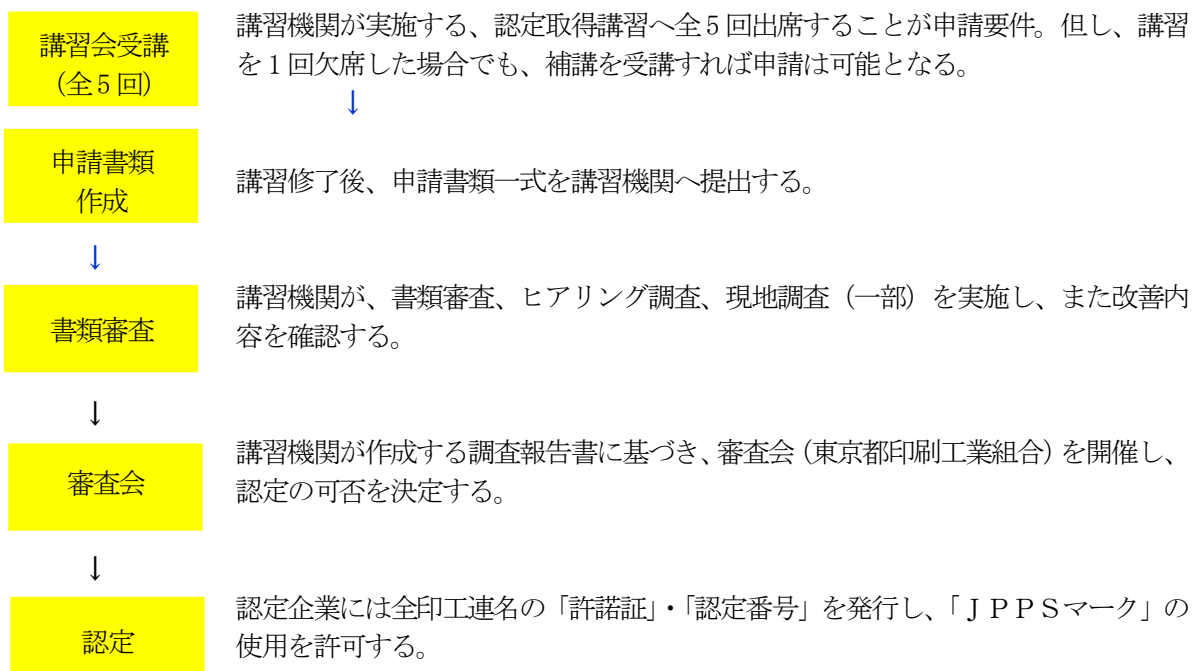
個人情報の取り扱いの背景

2005年4月1日より個人情報保護法が施行され、個人情報を取り扱う印刷業では、事業所の大小や取扱い情報の多少に拘らず、情報の取得・保存利用に関する基礎知識や管理体制の整備が必要となりました。

法令遵守は言うに及ばず取引先等から個人情報について適切な保護体制をとっていることが求められるようになり、社会的な認知度のある財団法人日本情報処理開発協会の運用するJISQ15001に適合して個人情報を扱っている組織を認証するPマーク（プライバシーマーク）や、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS：ISO/IEC27001に基づいた情報セキュリティマネジメントシステム）などの認証が、その証になっています。

「Pマーク」や「ISMS」は、時間・費用・管理体制等から、全ての印刷企業が取得することは難しいと考えられます。そこで東京工組では2005年10月に、印刷関連業者を対象とした対外的に評価が得られる個人情報保護基準として、「印刷個人情報保護体制認定制度」（個人情報保護法に基づき印刷関連事業所を適用範囲に構築）を立ち上げ、2014年3月現在、125社を認定しています。

認定制度の内容



講習会

半年間（毎月1回／全5回出席必須）

認定の有効期限

認定期間は認定後2年間。認定1年後に中間講習、認定2年後に更新講習の受講が必須で、更新時には再認定を必要とする。

認定機関

東京都印刷工業組合（審査委員会）

認定取得して役立った事例 （認定企業からの声）

- ・大手化粧品会社の印刷物をJPPSで新規に受注した。
- ・大手都市銀行からPマークに準じた仕組みとして、業務委託が継続された。
- ・私立学校の名簿、卒業アルバム、行事に関する写真撮影等の業務がJPPSで継続された。
- ・市役所からPマークに準じた仕組みとして、業務の継続依頼を受けている。
- ・区役所の清掃局から、JPPSでOKを頂いた。
- ・大手セキュリティ会社からの印刷物受注について、JPPSでOKを頂いた。
- ・JR系の出版社からJPPSでOKを頂いた。

認定基準

個人情報保護体制認定制度（以下「JPPS」と称する）の認定基準は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）・同法施行令（平成15年12月10日政令507号）」に基づき「個人情報取扱事業者義務等」の法的要件を満たし、さらにJIS Q 15001:2006（平成18年5月20日告示：日本工業規格）の「個人情報保護マネジメントシステム：PMS：Pマーク制度」の要求事項（但し点検・内部監査等：Check、見直し：Actは事業者の任意）に適合したシステムを全事業所に確立し、維持し、実施し、かつ改善されていることが第三者外部専門機関による調査で確認されたこと、及び審査委員会で「JPPS」のマーク使用が許諾されたことをもって認定事業者となる。

【個人情報保護体制（JPPS）と保護法・プライバシーマーク制度の比較】

要求事項・法的要件	Pマーク制度	保護法	JPPS
適用範囲	1. 「あらゆる種類・規模の事業者」	第2条の定義	印刷関連事業者
用語の定義	2. 用語及び定義	第2条	Pマーク制度と同じ
要求事項	3.1 一般要求事項 法律義務より幅広く自主規制あり	第15条～第33条まで	Pマーク制度とほぼ同じ （点検監査・見直し任意規定）
個人情報保護方針	3.2 個人情報保護方針の制定	策定・公表義務なし	Pマーク制度と同じ
個人情報の特定	3.3.1 個人情報管理台帳の作成義務あり	定めていない	Pマーク制度と同じ

要求事項・法的要件	Pマーク制度	保護法	JPPS
法令・指針その他の特定	3.3.2 手順の確立が要求事項としてあり	定めていない	Pマーク制度と同じ
リスク認識・分析・対策	3.3.3 個人情報取扱いの各局面ごとに	第16条・20条・21条・22条	Pマーク制度と同じ
役割・権限・責任など組織体制確立	3.3.4 資源・役割・責任・権限要求事項あり	定めていない	Pマーク制度と同じ
内部規定作成	3.3.5 作成の要求事項あり	定めていない	Pマーク制度とほぼ同じ (点検監査・見直し任意規定)
計画	3.3.6 教育・監査計画・見直しなど	定めていない	Pマーク制度とほぼ同じ (点検監査・見直し任意規定)
緊急事態への準備	3.3.7 要求事項・緊急連絡体制など	定めていない	Pマーク制度と同じ
実施及び運用 (安全管理)	3.4 運用手順・利用目的特定・適正取得・機微情報制限・書面取得・以外の取得・利用に関する措置・本人アクセス措置・提供・適正管理・安全管理措置の要求事項	第15条・16条・17条・18条・19条・20条・23条	Pマーク制度と同じ
従業員の監督	3.4.3.3 要求事項あり・誓約書・同意書	第21条	Pマーク制度と同じ
委託先の監督	3.4.3.4 要求事項あり・機密保持契約	第22条	Pマーク制度と同じ
個人情報に関する本人の権利	3.4.4 本人から開示等求めがあった場合、それに応じなければならない	第25条	Pマーク制度と同じ
開示等の求めに応じる手続等	3.4.4.2~3.4.4.7 開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び提供の停止について応じる手順	第26条・27条・29条	Pマーク制度と同じ

要求事項・法的要件	Pマーク制度	保護法	JPPS
教育	3.4.5 従業員に対し、定期的に教育を行う	明文化されていない	Pマーク制度と同じ
文書管理	3.5 マネジメント文書規定 3.5.2等	明文化されていない	Pマーク制度と同じ
記録の管理	3.5.3 要求事項あり	義務なし	Pマーク制度と同じ
苦情相談対応	3.6 苦情及び相談を受け付けて迅速な対応を行う	第31条	Pマーク制度と同じ
点検・監査	3.7 要求事項あり	定めなし	事業者の任意
是正処置・予防処置	3.8 不適合に対する是正処置及び予防処置を実施する	定めはないが是正されなければ罰則の適用あり	事業者の任意
代表者の見直し	3.9 個人情報の適切な保護を維持するため、定期的に個人情報保護マネジメントシステムを見直す	定めなし	事業者の任意